

取 扱 注 意 ※

記 事	
在 京	2
1952.12.18	

## 国際理論物理学会議組織委員会 在京委員会第2回会合記事

- 日 時 : 昭和27年12月18日(木) 17時~21時  
場 所 : 日本学術会議会員控室  
出 席 者 : 藤岡, 小谷, 武藤, 佐藤, 朝永, 山内各委員  
議 題 : (事務局, 本田, 石沢, 竹下, 吉田, 肥後)
1. 事務的報告事項
  2. Landau の招請に付帯する問題
  3. 寄付金募集に関する協議
  4. 交通公社との連絡
  5. 事務担当者の委嘱

※ この資料には寄付その他のことで委員外に広く知れると都合の悪い事項が含まれておりますから、この記事の内容について外部への御発表は十分慎重をお願いします。

1. 事務的報告事項

(1) 組織委員会委員の追加

前回(12月12日組委オ8回会合)決定の外務省情報文化局オ4課長・文部省大学学術局学術課長・学術会議事務総長の委嘱は手続中

(2) 追加招詔状の発送

前回決定の4名の内 *Bardell* と *Green* は12月17日発送、*Hermans* の分は石原明氏の添手紙を入れるよう依頼して当日小谷委員に手渡し、*Butler* の分は藤岡委員長から *Dyson* へ添手紙の単文を当日承認

[注 12月20日発送]

2. *Landau* の招請に付帯する問題

*Landau* の招請については障害となっている内外事情をどの程度まで積極的に排除する努力をなすべきかということがまず論議されたが、結論は

*Landau* の参加を要請する努力としては他の欧米諸国の科学者の招請に対すると同程度の扱いをすることを基本方針とし、ソ連との通信の不確実な点は考慮して、一応 IUPAP *F. Leury* 事務総長に連絡方を依頼する程度とし、ソ連科学アカデミー院長へ書簡は出さないことに決定。

又、国内的な問題の対策としては、運営審議会を経て問題をスタッフに持ち込むことは、いたずらに事を大げさにすることだけになって実質的な効果が伴わないと思われるので、実行に移さないことに決定し、*Landau* との連絡が取れて来日の意向が明らかになるまでしばらくおくことになった。

3. 寄附金募集に関する協議

(1) 予託金の調達

経済団体連合会に募集を委託する場合予め予託する事務費の調達方法としては、銀行からは期待出来ない。

記 号  
在京 2  
1952.12.18

やはり特志家から20万、30万の単位で100万円位集める以外にない。100万円を1月中に集めることを目標に努力することを決定。

(2) 免税の問題

免税の問題は会長が直接大蔵大臣に面会して依頼するか又は文部大臣を通して大蔵大臣に申し入れる他はなく、大蔵省との事務的折衝には全然期待出来ないことが認められた。これは学術会議の採年度予算の内示があって後実行に移すべきことを了承。

(3) 産業界・学界の要人グループの組織

又 経団連に委託するにしても、寄付の依頼先として比較的縁のある会社重役の名簿を整える必要が認められ、一応の原案として20名内外の名簿を作成した。更に学界と産業界につながるのある著名人のグループを作り、前記業界に対する説明役として活動を依頼することが提唱され、学術会議5部関係を始め、著名学者の名が20名近く挙った。

これらの名簿は12月19日佐藤委員と茅委員の間で更に検討、補充することになった。

4. 交通公社との連絡

(1) 来日科学者接待の一括契約

佐藤委員・肥後司計掛長がそれぞれ交通公社と交渉した結果、公社の希望としては委託契約の形で全来日学者に対し、1日1人当りの単価を定め、全日程に対して接待を請負うことを期待している。この単価によれば滞在費、旅費・雑費等全部を合わせて大体1日1人20千見当でまとまつた契約料金を支払うことになるので、会計支出上にも種々技術的困難が予想され、又滞在費の一部を地方負担とか、学会館負担というようなことについて扱いが厄介になることになるが、これらの問題は交渉により打開の途が見出せるものとも考えられ、一方公社のような組織に頼らず、委員会でも細かい接待の世話を全部担当することは対象が多数であるだけに到底不可能であることが認めら

-4-

れた。

一方公社の見積った一日一人20那の至費では、旅費・滞在費に対する予算要求の全額が大感省に認められた場合でも、50人に対して約400万円不足する勘定になることが指摘された。

(2) 招請者の趣味を照会すること。

これについては交通公社単独で処理するより、やはり主催機関たる学術会議の名義で出した方が適当であると、先方の意向が報告された。

又 照会と同時に参考書として送るガイドブックは、原案の *Official Guide* より適当なパンフレットがあり、これは必要部数公社から寄贈してもよいとのことであった。但しこれは前述の接待に関する一括契約の成立を前提としているものと解さなければならぬ。

(3) 今後の交通公社との連絡

交通公社 吉本外国部長は国際会議の準備についていつでも協力依頼に応ずる旨を述べており、その下の榎本課長にも協力が依頼出来る模様である。両氏を組織委員に委嘱する議も出たが決定に至らなかった。

(4) 当面の問題

交通公社と接待契約の交渉をするに当っては、旅行の各行程について 外国人の人数・随伴日本人の人数・その日本人の待遇等を資料として提示する必要があり、随伴の日本人の教養について議論があったが決定を次回に譲ることになった。

又地方負担の接待計画とのが相あいについても考慮する必要が認められた。

(5) 事務担当者の委嘱

事務の全体を司るべき適当な事務担当者については 本田事務総長には心当りがあるが、この格の事務担当者は組織委員長と非常にしつくり行く人でなければならぬので、委員長が直接本人と面接の上決定する方がよいと考えて、まだ交渉はしていないとの報告があった。これは早急に具体化する必要にせまられているわけではないが、一方

-5-

表	裏
2	2
1952.12.18	

会期が目前にせまっからうきは円滑に事務を引き継いでもらうことが困難であることも認められた。

又事務補助者については、雑用が相当増して来ている現在、最近の機会に適当な人を委嘱することが認められた。